地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月15日

横浜市契約事務受任者 選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

- 1 契約の概要
 - 第50回衆議院議員総選挙における選挙公報の仕訳・梱包・配送委託
- 2 履行(納品)場所 市内一円
- 3 契約日 令和6年10月9日
- 4 履行日又は履行期間 契約締結した日から令和6年11月30日まで
- 5 契約金額 (概算契約) 24,983,200 円
- 契約の相手方(名称及び所在)株式会社 神奈川新聞総合サービス横浜市中区太田町2丁目23番地
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

第50回衆議院議員総選挙の選挙期日については、新聞等の報道により、10月29日公示、11月10日選挙期日として準備をしていたが、10月1日夜に10月15日公示、10月27日選挙期日の日程で執行する旨を首相が表明し、想定日程より前倒しになった。神奈川県選挙管理委員会から引き渡される横浜市分の選挙公報引取想定日(投票日8日前にあたる10月19日)まで日がなく、引取・配送にかかる十分なトラック台数や仕訳・梱包にかかる人員、資材の確保が困難になることから、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、市民及び本市にとって償うことのできない損害が生じる状況となったため。

8 契約の相手方の選定理由

即時的な対応が必要であり、現状では令和5年4月9日執行統一地方選挙における契約実績がある当該事業者であれば確実な対応が可能と判断したため。

9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙部選挙課